ＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数を算定する。ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数の合計に２を乗じたものを当該局のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とする。

［(2)　略］

(3)　(2)のＣＷＤＭユニット数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）、光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）及び専用線サービスに係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。

(4)　(1)のＣＷＤＭ低速10Ｇカード数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数とする。

(5)　(1)のＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とする。

4　コア局設置ＣＷＤＭの設備量算定

(1)　コア局ごとに、当該局に属するＣＷＤＭ設置収容局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、メタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭユニット数（当該コア局設置ＣＷＤＭに対向するものに限る。）を、それぞれ全ての当該局に属するＣＷＤＭ設置収容局について合算したものを、当該局のメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、メタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭユニット数とする。

フェース数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数を算定する。ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数の合計に２を乗じたものを当該局のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とする。

［(2)　同左］

(3)　(2)のＣＷＤＭユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後ＣＷＤＭユニット数とし、これから光地域ＩＰ装置（音声非共用分に限る。）及び専用線装置に係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除し、さらにＡＤＳＬ装置及び光地域ＩＰ装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。

(4)　(1)のＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数についてそれぞれ冗長化考慮したものを当該局の冗長化後ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及び冗長化後ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とし、これらからそれぞれ光地域ＩＰ装置（音声非共用分に限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除し、さらにＡＤＳＬ装置及び光地域ＩＰ装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及び音声系冗長化後ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とする。

［新設］

4　コア局設置ＣＷＤＭの設備量算定

(1)　ＣＷＤＭ設置収容局は２つのコア局に帰属するものとし、コア局間で伝送を行う冗長構成とする。コア局ごとに、当該局に属するＣＷＤＭ設置収容局のＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びＣＷＤＭユニット数についてそれぞれデータ系控除後に合計したものを音声系収容局対向ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、音声系収容局対向ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及び音声系収容局対向ＣＷＤＭユニット数とする。